

第9回山形県行政不服審査会 議事概要

- ・日 時／平成31年1月15日（火） 午後3時～午後4時45分
- ・場 所／山形県庁 701会議室
- ・出席者／委 員 水上進会長、阿部未央委員、齋藤哲也委員、津川恵美子委員、
渡辺麻里委員
事 務 局 総務部学事文書課文書法制主幹ほか3名出席
審 査 庁 子育て推進部子ども家庭課課長補佐ほか1名出席

1. 開 会

- 第9回山形県行政不服審査会を開会

2. 会長あいさつ

- 本日は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく処分に係る審査請求2案件を調査審議するので、各委員には忌憚のない意見を賜るようお願いする。

3. 調査審議

- 1 特別児童扶養手当認定請求却下処分についての審査請求に係る諮問1件について、調査審議を行った。
 - (1) 委員除斥事由の該当性の確認
山形県行政不服審査会運営要領第3条の規定について、審議に参加する委員が自己の利害に係る議事ではないことを、議長が確認した。
 - (2) 調査
必要な調査として、審査庁から今回の審査請求の概要、審査庁の裁決（案）の方向性等についての説明を受けた。
 - (3) 質疑応答
審査庁に対して質疑応答を行った。
 - (4) 審議
委員のみで審議を行い、答申の方向性を決めた。

2 特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分及び特別児童扶養手当資格喪失処分についての審査請求に係る諮問1件について、調査審議を行った。

(1) 委員除斥事由の該当性の確認

山形県行政不服審査会運営要領第3条の規定について、審議に参加する委員が自己の利害に係る議事ではないことを、議長が確認した。

(2) 調査

必要な調査として、審査庁から今回の審査請求の概要、審査庁の裁決（案）の方向性等についての説明を受けた。

(3) 質疑応答

審査庁に対して質疑応答を行った。

(4) 審議

委員のみで審議を行い、答申の方向性を決めた。

4. 閉 会 (終了 午後4時45分)